

奈半利町おためし移住交通費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町が実施する移住定住促進事業において、移住希望者が本町を訪れる際の交通費を補助することにより、より多くの移住希望者が実際に町内各地域を体験し、理解を深めることで、本町への移住及び定住を促進することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住定住促進事業 移住者誘致と地域おこし協力隊募集及びおためし地域おこし協力隊事業等
- (2) 移住希望者 本町への移住を希望又は検討している個人をいう。
- (3) 移住活動 移住希望者による町内での移住の実現に向けた暮らし体験、下見等の行為をいう。
- (4) 補助対象事業 補助金の交付の対象となる移動活動をいう。

(交付の対象及び交付額等)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、高知県外に居住する移住希望者とする。

2 補助対象事業は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 奈半利町の移住相談窓口で移住相談を行うもの
- (2) 本町内の宿泊施設又は移住体験モニターハウスを利用するもの
- (3) 移住に直接関係する行程が全行程の過半を占めるもの

3 補助金の交付の対象となる経費は、居住地から本町内への移住活動のための往復交通費で、移住希望者及びその世帯員が公共交通機関(タクシーを除く。)を利用した実費、高速道路の利用料金及びレンタカー利用料金(レンタカーの燃料費を除く。)の合計とする。なお、自家用車を利用した場合、経費については29円/kmで積算し、全路程を通算して計算し、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

4 補助金の交付額は、実際に申請者が支払った費用又は一人当たり5万円のいずれか低い方とする。

5 同一の移住希望者及びその世帯員に対する補助金の交付は、同一年度につき1回までとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業実施の7日前までに事業実施計画書(様式第1号)を奈半利町長(以下「町長」という。)に提出するとともに、補助対象事業の完了から30日を経過した日又は補助対象事業が完了した日の属する年度の末日のいずれか早い期日までに、補助金交付申請書(様式第2号)に、町長が別に定める書類を添えて提出しなければならない。

(交付の決定等)

第5条 町長は、前条による交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査の上、補助金を交付することが適当であると認めたときは、予算の範囲内において、補助金の交付の決定をするものとする。

2 町長は、前項の規定により交付の決定をしたときは、補助金交付決定通知書(様式第3号)により、その決定した内容及びこれに付された条件を通知する。

(補助金の交付)

第6条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに補助金交付請求書(様式第4号)を町長に提出するものとする。

2 補助金は、精算払により交付する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月20日から施行する。